

## 駐車場の利用について（広島港御幸松）

### 1 申請できる期間

4月1日から翌年の3月31日までの間（年度を越えての申請はできません。）

### 2 対象車両：長さ5m未満，幅2m以下，高さ2.5m以下の車両

### 3 利用料金等について

(1) 12,570円/月

\*料金単位は月額のみで，日割等による計算は行いません。

(2) 料金の支払い

上期（4月～9月）・下期（10月～3月）の2回払いで，それぞれ6ヵ月分の一括前払いです。

(3) 月途中の許可，又は中止の場合，1ヵ月分の利用料がかかります。

### 4 必要書類

(1) 広島港御幸松駐車場使用許可申請書

(2) 車検証のコピー

※電子車検証の場合は，自動車検査証記録事項（コピー）もあわせて添付してください

### 5 手続き

申請書に必要事項を記入の上，車検証のコピーを添付して当社に郵送もしくは持参してください。広島県の許可後，許可書と納入通知書を送付しますので最寄りの金融機関でお支払いください。入金確認後，パスカード（定期券）を交付します。

### 6 利用上の留意事項

(1) 同一パスカード使用による車両の入出庫は交互に1回ごとです。

(2) パスカードを保管・携帯する際には，磁気を帯びているものに近づけないように注意してください。

(3) パスカードを紛失・破損した場合は，株式会社ひろしま港湾管理センターで再発行を受けてください。

(4) 駐車場に自転車・バイク等で来られる方は駐輪場に止めてください。

(5) 自動車保管場所使用の承諾証明（車庫証明）は広島県広島港湾振興事務所（2階 港営課 TEL：082-251-7997）で手続きをお願いします。

## 広島港御幸松駐車場の利用上の留意事項

- 1 許可を受けた駐車区画以外の駐車区画を使用してはいけません。
- 2 駐車する車両は、長さ 5.00m未満、幅 2.00m以下、高さ 2.50m以下です。
- 3 同一パスカード（定期券）使用による車両の入出庫は交互に 1 回ごとです。
- 4 パスカード（定期券）は申請者以外の使用を認めません。これの譲渡、貸与等は禁止します。
- 5 許可を受けた駐車区画を料金等対価を徴収して他に使用させてはいけません。
- 6 駐車場内における車両の損傷、盗難などの事故等については、使用者の責任において解決してください。
- 7 駐車場の管理運営のために行う広島県広島港湾振興事務所又は管理受託者株式会社ひろしま港湾管理センターの指示に従ってください。
- 8 申請に係る事項に変更が生じた場合、期間途中においてパスカード（定期券）が不用となった場合は直ちに管理受託者株式会社ひろしま港湾管理センターへ届け出てください。
- 9 次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。
  - ア 港湾施設の安全かつ効率的な利用を図る必要が生じるとき、その他の公益上必要があると認めるとき。
  - イ 偽りその他不正手段により許可を受けたとき。
  - ウ 広島県港湾施設管理条例又は許可の条件に違反したとき。
  - エ 使用料を指定期日までに納付しないとき。
  - オ 故意又は過失により施設を荒廃させ、又はき損したとき。
- 10 許可の取り消しによる損失は、補償しません。
- 11 パスカード（定期券）を保管・携帯する際には、磁気を帯びているものに近づけないように注意してください。
- 12 パスカード（定期券）を紛失・破損した場合は、管理受託者株式会社ひろしま港湾管理センターで再発行を受けてください。